

15消安第5249号
平成16年1月19日

全国農業協同組合連合会代表理事理事長
社団法人 日本くん蒸技術協会会長
社団法人 農林水産航空協会会長
社団法人 緑の安全推進協会会長
社団法人 全国植物検疫協会会長
日本植物検疫防除業会会長
社団法人 日本青果物輸入安全推進協会会長

} あて

農林水産省
消費・安全局農産安全管理課長

農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について

日頃、農薬行政の推進に御協力をいただき有り難うございます。

このことについては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省、環境省令第5号）が制定され、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」（平成15年3月7日付け14生産第9371号生産局生産資材課長通知）により、農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、以下の1から3までのいずれかに該当する場合には、毎年度、当該農薬を使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならないこととされております。

- 1 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）が、くん蒸により農薬を使用するとき
- 2 農薬使用者が、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用するとき
- 3 農薬使用者が、ゴルフ場において農薬を使用しようとするとき

しかしながら、ゴルフ場における農薬の使用については、各ゴルフ場における農薬の適正使用を確保する観点から、農薬使用計画書に使用する場所を明記して頂く必要があり、今般、別紙様式を定めたところです。

つきましては、貴会傘下の会員に対しこの内容について御連絡いただくとともに、平成16年度以降1及び3のいずれかに該当する場合には、農薬使用計画書を別紙様式により農薬使用者の所在する地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。）に提

出いただくよう、御指導方よろしくお願ひいたします。

また、農薬使用計画書を提出した後に変更が生じたときも、変更後の農薬使用計画書の提出を同様にお願ひすることになりますので申し添えます。

なお、「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」は、廃止するので、併せて御了知願ひます。